

一宮市下水道排水設備指定工事店の指定取消し等の処分に係る手続きに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一宮市下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）に対し、一宮市下水道排水設備指定工事店規程（平成10年一宮市水道部管理規程第4号。以下「規程」という。）第8条第2項の規定による指定の取消し（以下「指定の取消し」という。）又は指定の効力の停止（以下「指定の停止」という。）について、規程第23条に基づき必要な事項を定めるものとする。

(違反行為の区分及び違反点数)

第2条 一宮市水道事業等管理者（以下「管理者」という。）は、指定工事店が別表第1に定める違反行為（以下「違反行為」という。）を行った場合は、同表に定める基準により指定工事店の違反行為の区分に応じて、違反点数を付する。ただし、違反行為が不可抗力その他特別の事情による場合は、この限りでない。

2 管理者は、前項の規定により違反点数を付する場合は、当該指定工事店に対し、警告書（様式第1号）により警告を行うものとする。

3 前項に規定する警告書により違反点数を付された指定工事店は、当該違反行為の認定に瑕疵があるとする場合は、7日以内に管理者に対して当該瑕疵を証する資料を提出し、再調査を書面により申し立てることができる。

(審査委員会の設置)

第3条 管理者は、指定の取消し及び指定の停止をする場合は、公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として、一宮市指定給水装置工事事業者等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(処分の基準及び処分)

第4条 違反行為に対する処理の内容は、別表第2に定めるものとする。

2 管理者は、審査委員会の審査の結果を参酌して指定の取消し又は指定の停止（以下「処分」という。）を決定したときは、一宮市行政手続条例（平成8年一宮市条例第25号）に基づく手続を経たうえで、当該指定工事店に対し、一宮市下水道排水設備指定工事店指定取消通知書（様式第2号）又は一宮市下水道排水設備指定工事店指定停止通知書（様式第3号）により通知する。

(違反点数の消滅)

第5条 違反点数は、当該違反点数を付した日から1年を経過した日をもって消滅する。

2 累積した違反点数は、1年を経過しない期間中であっても、当該指定工事店が指定の

停止を受け、当該指定の停止の期間が満了した時に消滅する。

(処分後の工事施工)

第6条 指定工事店が違反行為に係る処分を受けた場合にあつて、既に排水設備計画確認申請書の計画について管理者の確認を受け、着工している工事があるときは、当該工事に限りこれを施工することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

根拠条項	該 当 事 項	違反点数
規程第8条 第2項	管理者は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は6月を越えない範囲内において必要な期間指定の効力を停止することが出来る。 (1) 条例又はこの規程等の規定に違反したとき。	—
規程第3条	1 責任技術者が1名以上専属している者であること。	21
	2 規程第3条第1項第2号に規定する機械・器具を有する者であること。	21
	3 愛知県内に営業所がある者であること。	21
	4 規程第3条第1項第4号及び同条第2項に規定するいずれの場合にも該当しない者であること。	21
規程第6条	1 指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規程その他管理者が定めるところに従い、誠実に排水設備工事を施工しなければならない。	2
	2 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。	—
	(1) 排水設備工事の施行の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒まないこと。	2
	(2) 排水設備工事を適正な工費で施工すること。	2
	(3) 契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示すこと。	2
	(4) 排水設備工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせないこと。	2
	(5) 指定工事店としての自己の名義を他の者に貸与しないこと。	2
	(6) 排水設備工事は条例第5条に規定する、管理者の確認を受けたものであること。	4
	(7) 排水設備工事は、責任技術者の監理の下で設計し、及び施工すること。	4
	(8) 排水設備工事が完了したときは、当該排水設備工事を担当した責任技術者が立会いの上、管理者が実施する完了検査を受けること。	2
	(9) 前号の検査の結果、排水設備工事が不完全と認められたときは、管理者の指示に従い、改修すること。	4
	(10) 災害等緊急時に排水設備の復旧に関して管理者から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めること。	4
規程第7条	1 指定工事店は規程第7条第1項に規定する事項のいずれかに変更があった日から30日以内に、その旨を管理者に届け出なければならない。	1
	2 事業を廃止し、又は休止した日から30日以内に、事業を再開した場合にあっては、再開した日から10日以内に、その旨を管理者に届け出なければならない。	1
	(2) 業務に関し、不誠実な行為がある等管理者が指定工事店として不適当と認めたとき。	21

別表第2(第4条関係)

処分基準点	処 理 内 容
1点以上9点未満	文書による警告
9点以上12点未満	1ヵ月の指定の効力の停止
12点以上15点未満	2ヵ月の指定の効力の停止
15点以上18点未満	3ヵ月の指定の効力の停止
18点以上21点未満	6ヵ月の指定の効力の停止
21点以上	指定の取消し